

住居を失われた方から申請があった場合の手続き

自治体で住宅手当の対象要件に該当すると判断された申請者に、自治体から「住宅手当支給申請書」の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書」が渡されます。申請者は、その2つの書類を持参し、宅地建物取引業者様をお訪ねします。

申請者が持参した書類をご確認いただき、申請者が入居を希望し入居が可能な賃貸住宅について、その状況やそこに入居するために要する費用などに関し、申請者にご説明ください。

そして、申請者が持参した「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項をご記入いただき、社印（事業印）を押印の上、申請者にお渡しください。その際、入居予定住宅の案内図も併せてお渡しくださるようお願いいたします。記入に当たりましては、別紙記入例をご覧ください。

後々の確認のため、申請者にお渡しいただく「入居予定住宅に関する状況通知書」は、写しをとって、保存していただくようお願いいたします。

自治体で受給資格を確認しますが、受給資格が確認されなかった場合には、申請者と自治体からそれぞれ速やかにその旨の連絡があります。

受給資格が確認された場合は、申請者が自治体から渡された「住宅手当支給対象者証明書」を持参して、再び宅地建物取引業者様をお訪ねします。

申請者が持参した書類をご確認いただき、原則として「諸費用の振込を確認した日をもって本契約の効力は発生する」旨の停止条件付き賃貸借契約を行っていただくようお願いいたします。住宅の初期費用に相当する金額が振り込まれたことをもって、停止条件付き賃貸借契約が成立します。

自治体で賃貸借契約成立を確認し、申請者に自治体から「住宅手当支給決定書」が渡されます。申請者は、再び宅地建物取引業者様をお訪ねし、その写しを提出しますので、お受け取りください。

支給が決定されたことにより、申請月の翌月分から、住宅の貸主様又は貸主様から委託を受けた事業者様（宅地建物取引業者様が委託を受けている場合は宅地建物取引業者様）の口座へ賃料が振り込まれます。